

国民体育大会におけるふるさと選手制度使用手続きについて

- ふるさと選手制度を利用する選手は、初回1年目の使用申請時に登録届（様式1-A）により「ふるさと登録」をする。また、制度利用2年目以降についても選手は各季ごと使用申請（様式1-B）を各都道府県体育協会へ提出する。（ふるさと選手制度を利用する選手の制度利用状況の把握・管理するため）
- 様式1（-A、-Bとも）は都道府県体育協会及び都道府県競技団体において共有し、管理する。（財）日本体育協会への提出は不要。

ふるさと選手制度の考え方

1. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

【考え方】

a. 「ふるさと」の登録の具体的な方法

<事例>

- ・ A選手は、東京都に在住している社会人で、勤務地が埼玉県、卒業中学校が神奈川県、そして卒業高等学校が大坂府である。
この場合、A選手は、属する都道府県として在住している東京都、勤務地がある埼玉県、そして「ふるさと」として卒業中学校所在地の神奈川県又は卒業高等学校所在地の大坂府のいずれから選択することができる。
A選手は「ふるさと選手制度」を活用し、属する都道府県として卒業中学校所在地の神奈川県を選択し、所定の方法によって「ふるさと」の登録を行った。

b. 登録された「ふるさと」は変更できない。

- ・ 上記a.の具体的な事例から、A選手の場合、「ふるさと」として、卒業中学校所在地である神奈川県を選択し、「ふるさと」を登録した。
A選手が「ふるさと選手制度」を活用し、「ふるさと」を登録した時点で、それ以降に参加する国体の「ふるさと」は神奈川県となり、卒業高等学校所在地の大坂府に「ふるさと」を変更することはできない。

3. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-①-ウ（国内移動選手の制限）※に抵触しないものとする。

【考え方】

例1：A選手は現在、社会人で「ふるさと選手制度」を活用し神奈川県から第60回大会及び第61回大会に参加した。第62回大会は、居住地の埼玉県から参加したいと考えている。

- ・第62回大会は居住地の埼玉県から参加できる。

例2：B選手は卒業中学校並びに卒業高等学校が千葉県であり、大学4年生時の第60回大会では居住している埼玉県から参加した。その翌年に大学を卒業、現在は東京都に在住し、神奈川県で勤務している。第61回大会は、神奈川県から参加したいと考えている。

- ・第61回大会は、卒業者であるため、神奈川県から参加することができる。
- ・第62回大会以降、前回（神奈川県）と異なる都道府県から参加できる場合は、次の通り。
 - (1) 第62回大会及び第63回大会は、「ふるさと選手制度」を活用し、卒業中学校並びに卒業高等学校が属する千葉県から参加できる。
第64回大会以降は、居住地である東京都又は勤務地である神奈川県から参加できる。
 - (2) 第62回大会及び第63回大会で「ふるさと選手制度」を活用せず神奈川県から参加した場合は、第64回大会及び第65回大会の2大会は「国内移動選手の制限」により、居住地の東京都から参加できないが、第66回大会には、東京都から参加できる。

例3：C選手は、社会人で第58回大会は勤務地の埼玉県から参加した。第60回は居住している東京都から参加したいと考えている。なお、C選手の卒業中学校並びに卒業高等学校は、ともに北海道である。

- ・「国内移動選手の制限」の適用から、第60回大会は東京都から参加できない。居住地の東京都から参加できる場合は、第59回大会及び第60回大会の2大会に参加しないことが条件となる。

- ・C選手が埼玉県以外の都道府県から引き続いて参加できる場合は「ふるさと選手制度」を活用し、卒業中学校並びに卒業高等学校の所在地が属している北海道となる。この場合、第59回大会及び第60回大会を北海道から参加し、第61回大会は東京都から参加できる。

※国内移動選手の制限…… 前回の大会（都道府県大会を含む）に選手及び監督で参加した者が異なる都道府県から参加する場合については2大会以上の間をおかなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

- (ア) 成年種別
 - ア) 新卒業者
 - イ) 結婚又は離婚に係わる者
 - ウ) ふるさと
- (イ) 少年種別
 - ア) 新卒業者
 - イ) 一家転住に係わる者

4. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

【考え方】

- ・ふるさと選手制度を活用して参加する場合は、登録した「ふるさと」から1回につき2年以上連続して参加しなければならない。
- ・2年以上連続して参加できない場合について、その理由を「ふるさと」の都道府県体育協会会長が認めた場合は、この限りではない。ただし、「ふるさと」以外の都道府県から参加することはできない。
- ・2年以上連続して「ふるさと選手制度」を活用した翌年の大会には、「居住地」又は「勤務地」が属する都道府県から参加することができる。
- ・ふるさと選手制度を活用できる回数は2回までとする。
- ・利用回数をカウント方法は、次の通りとする。

- (1) 「ふるさと」を登録した時点で1回目のカウントとする。
- (2) 「ふるさと」が属する都道府県から「居住地」又は「勤務地」の属する都道府県に変更し、参加した後に、「ふるさと」を登録した都道府県から参加した場合は、2回目のカウントをする。
- (3) 2回目以降、「ふるさと」の属する都道府県から「居住地」又は「勤務地」の属する都道府県へ変更し、参加した後は、「ふるさと選手制度」を活用できない。

◆上記の件について、具体的な事例を示すと次の通りとなる。

事例1

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回	67回
ふるさと	ふるさと	ふるさと	居住地	居住地	ふるさと	ふるさと	ふるさと

- (1) 「ふるさと選手制度」を1回目活用：60回大会～62回大会
- (2) 「ふるさと選手制度」を2回目活用：65回大会以降継続
- (3) ただし、68回大会で勤務地「居住地」又は「勤務地」から参加した場合は、その後「ふるさと選手制度」を活用できない。この場合、68回大会で「勤務地」の属する都道府県を選択した場合、特別な場合を除き、69回大会以降については、「勤務地」が属する都道府県からの参加となる。

事例2

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回	67回
ふるさと	不参加	ふるさと	居住地	居住地	ふるさと	ふるさと	勤務地

- (1) 「ふるさと選手制度」を1回目活用：60回大会、62回大会
- (2) 「ふるさと選手制度」を2回目活用：65回大会～66回大会
- (3) 67回大会は「勤務地」の属する都道府県から参加していることから、この後は、「ふるさと選手制度」は活用できない。

事例3

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回	67回
ふるさと	ふるさと	不参加	居住地	居住地	ふるさと	ふるさと	勤務地

- (1) 「ふるさと選手制度」を1回目活用：60回大会～61回大会
- (2) 「ふるさと選手制度」を2回目活用：65回大会～66回大会
- (3) 67回大会は「勤務地」の属する都道府県から参加していることから、この後は、「ふるさと選手制度」は活用できない。

事例4

60回	61回	62回	63回	64回	65回	66回	67回
勤務地	ふるさと	ふるさと	居住地	ふるさと	ふるさと	不参加	勤務地

- (1) 「ふるさと選手制度」を1回目活用：61回大会～62回大会
- (2) 「ふるさと選手制度」を2回目活用：64回大会～65回大会
- (3) 67回大会は「勤務地」の属する都道府県から参加していることから、この後は、「ふるさと選手制度」は活用できない。